

## 埼玉純真短期大学 図書館規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉純真短期大学学則第56条第2項の規定に基づき、埼玉純真短期大学（以下「本学」という）図書館（以下「図書館」という）の組織運営に関し、必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 図書館は、本学における教育・研究および学習に必要な図書・雑誌・視聴覚資料・電子媒体資料・その他必要な資料を収集・管理し、本学の教職員・学生等の利用に供することを目的とする。

### (組織)

第3条 図書館には、図書館長および司書をおき、必要に応じてその他職員をおく。

- 2 図書館長は、図書館の管理および運営を司る。
- 3 司書は、図書館長の監督のもと、前条に関する職務を行う。

### (図書館情報委員会)

第4条 図書館の運営のため、図書館情報委員会（以下、「委員会」という。）をおくことができる。

- 2 委員会の運営に関する事項は、別に定める。

### (利用者)

第5条 図書館の利用者は、次のとおりとする。

- ① 本学の教職員
- ② 本学の学生
- ③ 本学の科目等履修生
- ④ 本学で開催された講座・講習の受講生
- ⑤ 他大学に所属する教職員・学生で、所属する大学の図書館等の照会状を持参して来た者
- ⑥ その他、図書館長が必要であると認めた者

### (開館・休館)

第6条 図書館の開館時間は、開館日の9時00分から18時00分までとする。

- 2 休館日は、次のとおりとする。
  - ① 日曜日・土曜日および国民の祝日
  - ② 創立記念日
  - ③ 長期休業中の一定期間
  - ④ 図書館長が必要であると認めた日

(入館)

第7条 利用者は、次の規定に従い、入館することができる。

- ① 学生・科目等履修生は、入館の際に学生証を提出する。
- ② 本学で開催された講座・講習の受講生は身分証を提示する。
- ③ バッグ・コート類の荷物および飲食物は持ち込みできないので、指定のロッカーへ預ける。

(閲覧)

第8条 利用者は、次の規定に従い、閲覧利用することができる。

- ① 図書館に所蔵している図書・雑誌は、閲覧室で静粛に利用する。
- ② 図書館に所蔵している視聴覚資料・電子媒体資料は、司書に申し出て、所定の場所を利用することができる。
- ③ 私語・飲食・喫煙等の行為は、これを禁止する。
- ④ 携帯電話の通話は、これを禁止する。

(館外利用)

第9条 図書館資料の館外利用は、次の規定に従うものとする。

- ① 貸出対象の図書および雑誌は、カウンターで貸出手続きをして、帯出することができる。
- ② 館内および禁帯出ラベルが貼付している図書・雑誌の新刊・視聴覚資料・電子媒体資料は原則として館外への帯出を禁止する。
- ③ 利用者別の同時に帯出できる冊数および期間は次のとおりとする。

利用者	冊数	期間
本学の教職員	20冊	30日
本学の学生	10冊	14日
本学の科目等履修生	10冊	14日
本学の講座・講習の受講生	10冊	30日
他大学等の教職員・学生	閲覧・複写のみ	閲覧・複写のみ
他大学図書館等からの相互利用	5冊	30日

- ④ 長期休業期間の長期貸出、実習用貸出等の冊数および期間は、その都度定める。
- ⑤ 貸出図書は、他の者に転貸してはならない。
- ⑥ 貸出中の図書は、他に予約がない場合に限り、帯出期間を1回まで延長することができる。
- ⑦ 貸出を受けたい図書が貸出中の場合は、これを予約することができる。
- ⑧ 返却手続きは、期限内に本人がカウンターまで帯出資料を持参する。
- ⑨ 利用者が返却期限を過ぎても返却しない場合には、一定期間、貸出停止にすることができる。
- ⑩ 利用者が、退職・退学・休学等により、利用上の身分を失う、または休止する場合は、貸出期間を問わず、直ちに帯出している資料を返却しなければならない。

- ⑩ 図書館長が必要であると認めた場合には、利用者に対して帯出中の資料を返却させることができる。

(文献複写)

第10条 利用者は、別に定める文献複写申請書に必要事項を記入して提出することにより著作権法第31条に定められている範囲で、図書館の資料を図書館に設置している複写機で複写することができる。

(相互利用)

第11条 短期大学設置基準第29条第2項に基づき、他大学・短期大学図書館との相互利用を行う。

2 本学の図書館に所蔵していない資料等の利用を希望する場合は、所定の手続きに従い、他大学・短期大学図書館等にその利用を依頼することができる。その際の利用規則等は受付館に従うものとする。

3 本学の図書館に所蔵している資料について、他の図書館から利用の依頼がある場合には、この規程に基づき、受け付けるものとする。

(弁償)

第12条 図書館資料を利用中に甚だしく汚損した場合、帯出中に紛失した場合等には、同一の資料を購入して返却するか、損害を弁償しなければならない。

(規律)

第13条 利用者は、この規程および図書館長が指示する事項を守らなければならない。

2 図書館長は前項の規定に違反した者に、一定期間、図書館の利用を停止させることができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めることのほか、図書館の利用について必要な事項は、委員会がこれを定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会で検討し、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、附属図書館利用規程は廃止する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。